新	旧	備考
劣後ローン案件に係る海外事業資金貸付保険の取扱について	劣後ローン案件に係る海外事業資金貸付保険の取扱について	
平成29年4月1日 17-制度-00015	平成29年4月1日 17 - 制度 - 00015	
沿革 (略)	沿革(略)	
令和5年1月30日 一部改正		
<u>附 則</u>		
この改正は、令和5年3月20日から実施する。		
(別添 1)	(別添 1)	
劣後ローン特約	劣後ローン特約	
第1章 海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険に付す特約	第1章 海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険に付す特約	
(てん補危険)	(てん補危険)	
第1条 海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険約款(平成29年4月	第1条 海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険約款(平成29年4月	
1日 17-制度-00011。以下「約款」という。)第3条の規定に	1日 17-制度-00011。以下「約款」という。)第3条の規定に	
かかわらず、次の第1号又は第5号に該当する事由(被保険者又は	かかわらず、次の第1号又は第5号に該当する事由(被保険者又は	
海外事業資金貸付の相手方の責めに帰することができないものに限	海外事業資金貸付の相手方の責めに帰することができないものに限	
る。)が発生した場合、及び次の第2号から第4号までのいずれか	る。)が発生した場合、及び次の第2号から第4号までのいずれか	
に該当する事由(被保険者又は海外事業資金貸付の相手方の責めに	に該当する事由(被保険者又は海外事業資金貸付の相手方の責めに	
帰することができないものに限る。)により、被保険者が海外事業	帰することができないものに限る。)により、被保険者が海外事業	
資金貸付の相手方に対して有する海外事業資金貸付金債権等の全額	資金貸付の相手方に対して有する海外事業資金貸付金債権等の全額	
につき、当該海外事業資金貸付金債権等に係る契約に定められた期	につき、当該海外事業資金貸付金債権等に係る契約に定められた期	
限の利益喪失事由が発生した場合には、約款第3条第9号に、次の	限の利益喪失事由が発生した場合には、約款第3条第9号に、次の	
第6号 に該当する事由が発生した場合(被保険者が海外事業資金	第6号に該当する事由が発生した場合(被保険者が海外事業資金貸	
ー 貸付の相手方に対して有する海外事業資金貸付金債権等の全額につ	付の相手方に対して有する海外事業資金貸付金債権等の全額につ	

き、支払期限が到来している場合に限る。)には、約款第3条第10 号に、次の第6号ロに該当する事由が発生した場合(被保険者が海 外事業資金貸付の相手方に対して有する海外事業資金貸付金債権等 の全額につき、支払期限が到来している場合に限る。)には、約款 第3条第11号にそれぞれ該当するものとし、株式会社日本貿易保険 (以下「日本貿易保険」という。)は、被保険者がこれらにより貸 付金等を回収できないことにより受ける損失に限り、本特約の定め るところに従い、てん補する責めに任ずる。ただし、海外事業資金 貸付の相手方が貸付先国又は地域以外の国又は地域において直接又 は間接に保有する不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、 鉱業権、工業所有権その他の権利又は利益であって事業の遂行上特 に重要なもの(再投資先企業(海外事業資金貸付の相手方が直接出 資又は間接出資を行っている企業をいい、間接出資の場合は中間法 人を含む。以下同じ。)の株式及び再投資先企業向け貸付金債権を 含む。以下「主要な事業資産等」という。)に係る第2号から第4 号までのいずれかに該当する事由により受ける損失にあっては、当 該主要な事業資産等の所在する国又は地域がこの証券に記載されて いる場合に限る。

一~四 (略)

五 元本の喪失(前4号<u>又は第6号</u>の事由によるものを除く。)により<u>支払われた</u>金額又は海外事業資金貸付金債権等の利子(以下「元本喪失<u>支払</u>金等」という。)を次のイからホまでのいずれかに該当する事由により2月以上の期間本邦に送金することができなかったこと。

イ~ロ (略)

- ハ 外国政府等による当該元本喪失支払金等の管理
- ニ 当該元本喪失支払金等の送金の許可の取消し又は外国政府等

き、支払期限が到来している場合に限る。)には、約款第3条第10号にそれぞれ該当するものとし、株式会社日本貿易保険(以下「日本貿易保険」という。)は、被保険者がこれらにより貸付金等を回収できないことにより受ける損失に限り、本特約の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。ただし、海外事業資金貸付の相手方が貸付先国又は地域以外の国又は地域において直接又は間接に保有する不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他の権利又は利益であって事業の遂行上特に重要なもの(再投資先企業(海外事業資金貸付の相手方が直接出資又は間接出資を行っている企業をいい、間接出資の場合は中間法人を含む。以下同じ。)の株式及び再投資先企業向け貸付金債権を含む。以下「主要な事業資産等」という。)に係る第2号から第4号までのいずれかに該当する事由により受ける損失にあっては、当該主要な事業資産等の所在する国又は地域がこの証券に記載されている場合に限る。

一~四 (略)

五 元本の喪失(前4号の事由によるものを除く。)により取得した金額又は海外事業資金貸付金債権等の利子(以下「元本喪失取得金等」という。)を次のイからホまでのいずれかに該当する事由により2月以上の期間本邦に送金することができなかったこと。

イ~ロ (略)

- ハ 外国政府等による当該元本喪失取得金等の管理
- ニ 当該元本喪失取得金等の送金の許可の取消し又は外国政府等

がその許可をすべきことをあらかじめ約していた場合におい てその許可をしなかったこと。

- ホ イからニまでに掲げる事由の発生後における外国政府等によ る元本喪失支払金等の没収
- 六 第2号から第4号までに掲げるものを除き、被保険者の責めに 帰することができないものであって、以下のいずれかに該当する 事由。ただし、本特約で別に規定されている場合に限りてん補す る責めに任ずる。
 - イ 海外事業資金貸付の相手方についての破産手続開始の決定 (破産手続開始の決定の事実が公的機関により明らかにされ た場合に限る。)
 - ロ イに準ずる事由(支払不能の事実が公的機関により明らかに された場合に限る。)

がその許可をすべきことをあらかじめ約していた場合におい てその許可をしなかったこと。

- ホ イからニまでに掲げる事由の発生後における外国政府等によ る元本喪失取得金等の没収
- 六 海外事業資金貸付の相手方についての破産手続開始の決定(第 2号から第4号までに掲げるものを除き、被保険者の責めに帰す ることができないものに限る。)ただし、本特約で別に規定され ている場合に限りてん補する責めに任じる。

(損失額及びてん補責任額)

|**第2条**|| 前条に規定する損失(前条第1号から第4号までの事由によ| **第2条**|| 前条に規定する損失(前条第1号から第4号までの事由によ り生じたものに限る。)の額とは、約款第4条に基づいて算定され る金額の範囲内で、海外事業資金貸付金債権等の元本に係る損失に あっては当該事由に係る海外事業資金貸付金債権等の元本(以下 「非常事故元本」という。) について前条第1号の事由又は同条第 2号、第3号若しくは第4号の損害の発生の直前に評価した額か ら、利子請求権に係る損失にあっては当該事由に係る利子請求権 (以下「非常事故利子請求権」という。) について前条第1号の事 由又は同条第2号、第3号若しくは第4号の損害の発生の直前に評 価した額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額とし、約款第 4条及び第5条の規定にかかわらず、日本貿易保険がてん補すべき 額は、当該損失の額から約款第5条各号に掲げる額を控除した残額 を基礎として、第7条に規定する保険金額の保険価額に対する割合

(損失額及びてん補責任額)

り生じたものに限る。)の額とは、約款第4条に基づいて算定され る金額の範囲内で、海外事業資金貸付金債権等の元本に係る損失に あっては当該事由に係る海外事業資金貸付金債権等の元本(以下 「非常事故元本」という。) について前条第1号の事由又は同条第 2号、第3号若しくは第4号の損害の発生の直前に評価した額か ら、利子請求権に係る損失にあっては当該事由に係る利子請求権 (以下「非常事故利子請求権」という。) について前条第1号の事 由又は同条第2号、第3号若しくは第4号の損害の発生の直前に評 価した額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額とし、約款第 4条及び第5条の規定にかかわらず、日本貿易保険がてん補すべき 額は、当該損失の額から約款第5条各号に掲げる額を控除した残額 を基礎として、第7条に規定する保険金額の保険価額に対する割合

(以下「てん補割合」という。) を乗じて得た額とする。

 $-\sim$ 三 (略)

2 前条に規定する損失(前条第5号の事由により生じたものに限2 前条に規定する損失(前条第5号の事由により生じたものに限 る。)の額とは、約款第4条に基づいて算定される金額の範囲内 で、元本の喪失により支払われた金額に係る損失にあっては同号イ からホまでのいずれかに該当する事由により2月以上の期間本邦に 送金することができなかった金額(その事由の発生前に本邦に送金 し得べきであった金額を除く。以下「送金不能額」という。)と当 該元本の取得のための対価の額とのいずれか少ない額から、海外事 業資金貸付金債権等の利子に係る損失にあっては送金不能額から、 次の各号に掲げる金額を控除した残額とし、約款第4条及び第5条 の規定にかかわらず、日本貿易保険がてん補すべき額は、当該損失 の額から約款第5条各号に掲げる額を控除した残額を基礎として、 てん補割合を乗じて得た額とする。

 $-\sim$ 三 (略)

(略)

第4条 非常事故元本について第2条第1項又は第2項の規定により**第4条** 非常事故元本について第2条第1項又は第2項の規定により 算定した日本貿易保険がてん補すべき額又はその累計額が当該非常 事故元本に係る保険価額から次の各号に掲げる金額を控除した残額 を基礎として、てん補割合を乗じて得た額を超えるときは、日本貿 易保険がてん補すべき額は、これらの規定にかかわらず、その残額 を基礎として、てん補割合を乗じて得た額とする。

 $-\sim$ 二 (略)

- 三 第2条第1項第2号若しくは第3号又は第2項各号に規定する 三 第2条第1項各号又は第2項各号に規定する金額 金額
- | 2 信用事故元本について第2条第3項の規定により算定した日本貿| 易保険がてん補すべき額と当該信用事故元本について第1条第1号|

(以下「てん補割合」という。) を乗じて得た額とする。

 $-\sim$ 三 (略)

る。) の額とは、約款第4条に基づいて算定される金額の範囲内 で、元本の喪失により取得した金額に係る損失にあっては同号イか らホまでのいずれかに該当する事由により2月以上の期間本邦に送 金することができなかった金額(その事由の発生前に本邦に送金し 得べきであった金額を除く。以下「送金不能額」という。)と当該 元本の取得のための対価の額とのいずれか少ない額から、海外事業 資金貸付金債権等の利子に係る損失にあっては送金不能額から、次 の各号に掲げる金額を控除した残額とし、約款第4条及び第5条の 規定にかかわらず、日本貿易保険がてん補すべき額は、当該損失の 額から約款第5条各号に掲げる額を控除した残額を基礎として、て ん補割合を乗じて得た額とする。

 $-\sim$ 三 (略)

(略)

算定した日本貿易保険がてん補すべき額又はその累計額が当該非常 事故元本に係る保険価額から次の各号に掲げる金額を控除した残額 を基礎として、てん補割合を乗じて得た額を超えるときは、日本貿 易保険がてん補すべき額は、これらの規定にかかわらず、その残額 を基礎として、てん補割合を乗じて得た額とする。

 $-\sim$ 二 (略)

- 2 信用事故元本について第2条第3項の規定により算定した日本貿 易保険がてん補すべき額と当該信用事故元本について第1条第1号 から第5号までのいずれかに該当する事由により生じた損失につい

から第5号までのいずれかに該当する事由により生じた損失につい て本保険契約に基づきてん補した額又はその累計額との合計額が当 該信用事故元本に係る保険価額から次の各号に掲げる金額を控除し た残額を基礎として、てん補割合を乗じて得た額を超えるときは、 日本貿易保険がてん補すべき額は、これらの規定にかかわらず、そ の残額を基礎として、てん補割合を乗じて得た額とする。

一~一 (略)

三 第2条第1項第2号若しくは第3号、第2項各号又は第3項各 号に規定する金額

第2章 海外事業資金貸付(保証債務)保険に付す特約 (てん補危険)

第1条 海外事業資金貸付(保証債務)保険約款(平成29年4月1日**第1条** 海外事業資金貸付(保証債務)保険約款(平成29年4月1日 | 17 - 制度 - 00012。以下「約款」という。) 第3条の規定にかかわ|| 17 - 制度 - 00012。以下「約款」という。) 第3条の規定にかかわ| らず、次の第1号から第5号までのいずれかに該当する事由(被保 険者又は保証債務に係る主たる債務者若しくは債権者の責めに帰す ることができないものに限る。)が発生した場合には、約款第3条 第1号リに、次の第6号に該当する事由が発生した場合には、約款 第3条第2号にそれぞれ該当するものとし、次の第1号から第4号 まで若しくは第6号のいずれかに該当する事由により保証債務に係 る主たる債務者の債務の不履行が生じたことによって当該保証債務 を履行したことにより被保険者が受ける損失又は次の第5号に該当 する事由により被保険者が受ける損失に限り、株式会社日本貿易保 険(以下「日本貿易保険」という。)は、本特約の定めるところに 従い、てん補する責めに任ずる。ただし、海外事業資金貸付の相手 方が貸付先国又は地域以外の国又は地域において直接又は間接に保 有する不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工 業所有権その他の権利又は利益であって事業の遂行上特に重要なも

て本保険契約に基づきてん補した額又はその累計額との合計額が当 該信用事故元本に係る保険価額から次の各号に掲げる金額を控除し た残額を基礎として、てん補割合を乗じて得た額を超えるときは、 日本貿易保険がてん補すべき額は、これらの規定にかかわらず、そ の残額を基礎として、てん補割合を乗じて得た額とする。

 $-\sim$ 二 (略)

- 三 第2条第1項<mark>各号</mark>、第2項各号又は第3項各号に規定する金額

第2章 海外事業資金貸付(保証債務)保険に付す特約 (てん補危険)

らず、次の第1号から第5号までのいずれかに該当する事由(被保) 険者又は保証債務に係る主たる債務者若しくは債権者の責めに帰す ることができないものに限る。) が発生した場合には、約款第3条 第1号リに、次の第6号に該当する事由が発生した場合には、約款 第3条第2号にそれぞれ該当するものとし、次の第1号から第4号 まで若しくは第6号のいずれかに該当する事由により保証債務に係 る主たる債務者の債務の不履行が生じたことによって当該保証債務 を履行したことにより被保険者が受ける損失又は次の第5号に該当 する事由により被保険者が受ける損失に限り、株式会社日本貿易保 険(以下「日本貿易保険」という。)は、本特約の定めるところに 従い、てん補する責めに任ずる。ただし、海外事業資金貸付の相手 方が貸付先国又は地域以外の国又は地域において直接又は間接に保 有する不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工 業所有権その他の権利又は利益であって事業の遂行上特に重要なも

の(再投資先企業(保証債務に係る主たる債務者が直接出資又は間 接出資を行っている企業をいい、間接出資の場合は中間法人を含 す。以下同じ。) の株式及び再投資先企業向け貸付金債権を含む。 以下「主要な事業資産等」という。)に係る第2号から第4号まで のいずれかに該当する事由により受ける損失にあっては、当該主要 な事業資産等の所在する国又は地域がこの証券に記載されている場 合に限る。

一~四 (略)

五 保証債務の履行(前4号又は第6号の事由によるものを除 く。)により取得した求償権に基づき取得し得べき金額(以下 「取得金等」という。)を次のイからホまでのいずれかに該当す る事由により2月以上の期間本邦に送金することができなかった こと。

イ~ホ (略)

- 六 第2号から第4号までに掲げるものを除き、被保険者の責めに 帰することができないものであって、以下のいずれかに該当する 事由。ただし、本特約で別に規定されている場合に限りてん補す る責めに任ずる。
 - イ 保証債務に係る主たる債務者についての破産手続開始の決定 (破産手続開始の決定の事実が公的機関により明らかにされ た場合に限る。)
 - ロ イに準ずる事由(支払不能の事実が公的機関により明らかに された場合に限る。)

の(再投資先企業(海外事業資金貸付の相手方が直接出資又は間接 出資を行っている企業をいい、間接出資の場合は中間法人を含む。 以下同じ。)の株式及び再投資先企業向け貸付金債権を含む。以下 「主要な事業資産等」という。)に係る第2号から第4号までのい ずれかに該当する事由により受ける損失にあっては、当該主要な事 業資産等の所在する国又は地域がこの証券記載に記載されている場 合に限る。

一~ 四 (略)

五 保証債務の履行(前4号の事由によるものを除く。)により取 得した求償権に基づき取得し得べき金額(以下「取得金等」とい う。)を次のイからホまでのいずれかに該当する事由により2月 以上の期間本邦に送金することができなかったこと。

イ~ホ (略)

六 保証債務に係る主たる債務者についての破産手続開始の決定 (第2号から第4号までに掲げるものを除き、被保険者の責めに 帰することができないものに**限る。**) ただし、本特約で別に規定 されている場合に限りてん補する責めに任じる。

- **第4条** 非常事故求償権又は送金不能額について第2条第1項又は第**第4条** 非常事故求償権又は送金不能額について第2条第1項又は第 2項の規定により算定した日本貿易保険がてん補すべき額又はその 累計額がこの保険証券記載の保険価額から次の各号に掲げる金額を 控除した残額を基礎として、てん補割合を乗じて得た額を超えると
 - 2項の規定により算定した日本貿易保険がてん補すべき額又はその 累計額がこの保険証券記載の保険価額から次の各号に掲げる金額を 控除した残額を基礎として、てん補割合を乗じて得た額を超えると

きは、日本貿易保険がてん補すべき額は、これらの規定にかかわら ず、その残額を基礎として、てん補割合を乗じて得た額とする。

- (略)
- 二 第2条第1項第2号若しくは第3号又は第2項各号に規定する 金額
- 2 信用事故求償権について第2条第3項の規定により算定した日本2 信用事故求償権について第2条第3項の規定により算定した日本 貿易保険がてん補すべき額と第1条第1号から第5号までのいずれ かに該当する事由により生じた損失について本保険契約に基づき日 本貿易保険がてん補した額又はその累計額との合計額がこの保険証 券記載の保険価額から次の各号に掲げる金額を控除した残額を基礎 として、てん補割合を乗じて得た額を超えるときは、日本貿易保険 がてん補すべき額は、これらの規定にかかわらず、その残額を基礎 として、てん補割合を乗じて得た額とする。
 - (略)
 - 二 第2条第1項第2号若しくは第3号、第2項各号又は第3項各 号に規定する金額

きは、日本貿易保険がてん補すべき額は、これらの規定にかかわら ず、その残額を基礎として、てん補割合を乗じて得た額とする。

- 一 (略)
- 二 第2条第1項各号又は第2項各号に規定する金額
- 貿易保険がてん補すべき額と第1条第1号から第5号までのいずれ かに該当する事由により生じた損失について本保険契約に基づき日 本貿易保険がてん補した額又はその累計額との合計額がこの保険証 券記載の保険価額から次の各号に掲げる金額を控除した残額を基礎 として、てん補割合を乗じて得た額を超えるときは、日本貿易保険 がてん補すべき額は、これらの規定にかかわらず、その残額を基礎 として、てん補割合を乗じて得た額とする。
- (略)
- 二 第2条第1項各号、第2項各号又は第3項各号に規定する金額